

地方公共団体におけるクラウド導入の促進に向けての提言

平成 29 年 5 月 18 日
自由民主党
政務調査会

I 現状認識

運用コストの大幅な削減とセキュリティ水準の強化、更には行政サービスの質の向上を伴うクラウドサービスの利用は世界的に広まっており、民間部門はもとより、諸外国では行政部門においても導入が進んでいる。わが国においても、民間のオンラインサービス等においてクラウド活用が一般的になってきており、また、熊本地震等を通じ、自治体におけるクラウド活用が災害にも極めて効果的であるということが改めて実証され、地方行政の分野においてもその導入が不可欠となってきた。

一方、我が国の現状は、自治体におけるクラウドに関する認識不足、情報不足、特に国のリーダーシップ不足、取組不足が顕著に見られるところであり、明確で具体的なロードマップすら示されているとは言い難い。その結果、以前に比べ導入は進んでいるものの、未だにクラウド化が実現されていない団体があることに加え、都道府県によって導入状況にばらつきがある（資料 1）。さらに、大規模団体において導入が進んでいない（資料 2）。また、複数の自治体からなるクラウドグループが 50 以上あり、本来期待される効果が得られる状況にはなく、より集約したかたちでグループを構成すべきである。

そこで、我々は、次のとおり、課題解決のために必要な措置をとりまとめたところであり、政府においては不退転の決意でクラウドの強力な導入促進を図るよう、強く求めるものである。

II 課題解決のために必要な措置

どこに住んでも低コストで高い品質の行政サービスを国民に届けるために、自治体におけるクラウド導入は極めて有効である。そこで、以下の各項目について、コストの 3 割削減など具体的な成果に結びつくよう、明確に目標と期限を定めて、国として対応すべきである。

(1) 標準システムの活用～パッケージソフトのノンカスタマイズ利用～

自治体におけるクラウドの導入と自治体間の共有を阻んでいるのは、自治体ごとのシステムカスタマイズである。

これまで、自治体に対する情報システムの提供を通じて、いわゆるパッケージシステムには、様々なノウハウが蓄積されてきている。自治体においては、このパッケージシステムをノンカスタマイズで利用できるよう業務の BPR を徹底することで、低コストで高い品質の行政サービスの実現を目指すべきである。

一方、各パッケージベンダーにおいても、各自治体の実務の意見等を取り入れ、パラメータ設定技術の向上などより 良い品質となるよう継続的な努力を行うとともに、国民の利便性と自治体負担（コスト）の軽減という観点からも 各ベンダー間の互換性を確保し、公正な競争環境を維持しなければならない。

(2) 共用データセンターの活用

熊本地震の教訓として、高いセキュリティを有するデータセンターを活用しクラウドを導入することの有効性が改めて広く認知された。各自治体においては、(1)の標準システムの共同利用とともに、より多くの自治体で業務の共通化を進め データセンターを活用することで、低コストで高品質な行政を目指すべきである。

また、情報通信技術の大幅な向上を活かし、オンラインで全国各地へサービス提供を行うクラウドサービスを活用することも有効である。(資料3)

(3) 国としての推進体制の強化とロードマップの策定

クラウドを強力に進めるためには、国としての方針を明確にし、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室とともに、地方行政を所管する総務省がより積極的に自治体に働きかけることが重要である。

なお先般、「官民データ活用推進基本法」が成立し、「国及び地方公共団体は、官民データ活用に資するため、相互に連携して、自らの情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保、業務の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。」(同法第 15 条第 1 項)とされていることに留意しながら(資料4)、全団体における導入を目指すために、自治体におけるクラウド導入を更に加速化させ、年限を明示した上で、導入に関するロードマップを全国の自治体に示す必要がある。

その際、ベンダーに関する課題に関しては、総務省の情報通信部局や経済産業省とも十分に連携する必要がある。また、内閣官房 IT 総合戦略室の人員、予算の充実を図り権限の強化をすべきである。

(4) 自治体におけるクラウド推進計画の策定とコストの「見える化」

未だクラウドを導入していない自治体は当然のこと、既にクラウドを導入した自治体であっても、その効果を深掘りするため、更なる業務の共通化や共同化自治体の拡大等に取り組む必要がある。このため、全ての自治体において今後のクラウド推進に関する計画を策定すべきである。この場合、国としても情報提供等の協力を行うことはもちろん、クラウドを強力的に導入する場合は、必要な専門人材を確保するとともに、自治体においても特別な支出が生じることとなるため、必要な財政支援をさらに充実させる必要がある。さらに、セキュリティの確保を図るべきである。

あわせて、情報システムの導入による費用対効果を「見える化」し、広く国民の理解を得ていくことが重要である。

III クラウド導入を進めるための立法措置

これらの取組を講じてもなおクラウドの導入が十分に進まない場合には、議員立法も視野に、クラウド利用を強力的に後押しする法的な対応を考えるべきである。

IV 首長のマネジメント

自治体が行う業務の根幹を成す情報システムを抜本的に見直す上で、自治体の長のリーダーシップが必要不可欠である。情報システムは現場職員にとって基盤となる業務ツールであり、使い慣れた情報システムを未知のシステムに切り替えることに現場職員が不安感を覚えることは稀ではない。情報政策担当課がクラウド導入により仕事の進め方が変化することについて前向きであっても、業務担当課は後ろ向きである場合も見受けられる。こういった事態は、首長が自らイニシアチブを発揮し導入を進めることで解決されるものであり、首長への積極的な啓発を推進すべきである。

また、首長が適正なマネジメントを行うためにも、総務省は自治体に情報提供を適切に行うべきである。平成28年度の地方交付税の算定から、情報システムの運用業務を対象にクラウド化を行った前提で経費の水準を見直すトッパーランナー方式が導入されているが、こうしたことについて認識していない地方団体もあることから、改めて情報提供を徹底すべきである。

また、都道府県知事にあっては、広域行政を所管する立場から管内市区町村におけるクラウド導入の動きが活発化するよう、支援する必要がある。

自治体におけるクラウドの導入は目指すべき到達点ではなく、コストの削減と住民サービス向上の両立を図る上での通過点である。クラウドを既に導入している自治体も現状に止まるのではなく、①情報システムの運用経費削減、②セキュリティ水準の向上、③災害時における業務継続性の確保のためのマンパワーの広域交流の促進など、業務自体の不断の見直しを行っていくことが重要である旨を改めて強調し、本提言のむすびとする。

以上